

第 17 回総会議事録

(令和 3 年 11 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第17回総会 議事録	
日 時	令和3年11月26日（金）午後3時05分～午後4時45分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第9号議案 令和3年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について</p> <p>第10号議案 横浜市中央農業委員会農業経営主証明発行要綱及び同事務処理要領の改正について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した10月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>18番 許可</p> <p>19番 許可</p> <p>20番 許可</p> <p>21番 許可</p> <p>22番 許可</p> <p>23番 許可</p> <p>第2号議案</p>

	<p>19番 許可相当</p> <p>20番 許可相当</p> <p>21番 許可相当</p> <p>22番 許可相当</p> <p>23番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>31番 証明交付</p> <p>32番 証明交付</p> <p>33番 証明交付</p> <p>34番 証明交付</p> <p>35番 証明交付</p> <p>第4号議案</p> <p>14番 証明交付</p> <p>15番 証明交付</p> <p>16番 証明交付</p> <p>17番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>31番 利用確認</p> <p>32番 利用確認</p> <p>第6号議案</p> <p>7番 証明交付</p> <p>8番 証明交付</p> <p>9番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>16番 協力</p> <p>第8号議案</p> <p>3番 承認</p> <p>4番 承認</p> <p>5番 承認</p> <p>6番 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>決定</p> <p>第10号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後3時05分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>

議長	<p>それでは、ただ今から第17回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号15番 平本 武夫委員、16番 小池 誠一郎委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>18番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は都筑区池辺町や青葉区下谷本町の約78aを営農しており、主に露地野菜畑や果樹畑として耕作しています。このたび譲受人は農業の規模拡大をするため、申請地1筆、約4aの購入を希望しました。</p> <p>譲受人の世帯としての経営農地は、この手続きを経ると約83aで、都筑区の下限面積30aを超えています。譲受人の経営農地は果樹畑・露地野菜畑等として全て良好に耕作されています。</p> <p>譲受人の農作業の常時従事者数は3名で、通年で農作業に従事しています。トラクターや耕耘機等の大農機具も所有しています。自宅から申請地までの通作距離は1.5km、車で5分です。申請地は、今は里芋が栽培されていますが、今後も露地野菜畑として利用することです。</p> <p>周辺との調和要件の点でも問題は見当たりません。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>
議長	<p>18番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。</p>
栗原茂 推進委員	<p>11月16日に現地を確認しました。いずれの経営農地も農地管理のお手本のように良好に管理されています。農地法第3条の許可について、何ら問題はありません。</p>
議長	<p>18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、18番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、18番は許可と決定します。</p> <p>続いて、19番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件は世帯内贈与の案件で、譲受人は譲渡人の息子です。</p> <p>譲受人世帯は港北区新羽町、新吉田町や都筑区東方町で植木を栽培しており、このたび家族内で農業経営の引継ぎ準備のため贈与を行う予定です。</p> <p>譲受人世帯の経営農地は植木畑として全て良好に耕作されており、合計で約65aと港北区の下限面積30aを超えています。</p> <p>周囲との調和条件についても問題ありません。</p>

	以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。
議長	19番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	先日、現地を確認しました。何ら問題はありません。
議長	19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、19番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19番は許可と決定します。 続いて、20番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は農業の規模拡大をしたく、また、譲渡人は経営縮小を希望していたため、今回の申請に至りました。 譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は334aとなり、神奈川区の下限面積の40aを超えています。 権利取得後、申請地でも露地野菜を栽培する計画です。通作距離も譲受人自宅から申請地まで車で5分の距離であることから問題ありません。 周囲との調和条件については問題ありません。 以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。
議長	20番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	11月19日に現地を確認しました。何ら問題はありません。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、20番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20番は許可と決定します。 続いて、21番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は都筑区北山田六丁目にお住まいで、千葉県と都筑区で主に植木を栽培しています。今回、都筑区池辺町の農地について、売買の話がまとまったため申請に至りました。譲渡人は、規模縮小する意向、譲受人は規模拡大する意向です。

譲受人の世帯としての経営農地は申請地を含め 58a で、都筑区の下限面積 30a を超えています。経営農地は植木畑として全て良好に耕作されています。取得後は植木の栽培を予定しています。

通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと考えています。

議長

21 番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。

栗原智委員

11 月 17 日に現地を確認しました。北山田六丁目の畑には、大量の植木が肥培管理されていて、確認時も掘り上げた植木が置かれていました。譲受人は、一生懸命耕作されている方で、何ら問題はありません。

議長

21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、21 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、21 番は許可と決定します。

続いて、22 番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は申請地を相続しましたが、農地としての維持管理ができず、遊休化してしまっていました。このたび、隣接農地所有者である譲受人が申請地を取得して一体管理することで話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人世帯の現在の耕作面積は約 16a で、申請地を加えると約 36.3a となり、保土ヶ谷区下限面積 30a を超えています。全ての経営農地が露地野菜畑として適正に耕作されていることは確認済みです。

申請地は、権利取得後、露地野菜畑として耕作予定です。自宅から申請地までは約 30m で、経営農地の隣地になるため、通作距離に問題はありません。

常時従事者は、本人含め 3 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。

農地の利用調整、農薬の使用方法について、地域の取り決めに順守するとのことであり、周囲との調和条件についても問題ありません。

以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。

議長

22 番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進委員

11 月 16 日に現地を確認しました。何ら問題ははありません。

議長

22 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

	<p>他の委員の意見が無いようですので、22番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、22番は許可と決定します。 続いて、23番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は自宅周辺や青葉区鉄町で露地野菜を中心に営農しています。申請地は経営農地の隣接地であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人世帯としての所有農地はこの手続を経ると約102aで、青葉区の下限面積30aを超えています。譲受人の所有農地は、露地野菜畑、施設野菜畑として全て良好に耕作されています。取得後は露地野菜を予定しています。</p> <p>常時従事者は、本人も含め2人です。これらの状況から、申請地も効率的に利用する見込みがあります。</p> <p>周辺との調和用件ですが、隣接地を耕作しており、問題ないと考えられます。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>
議長	<p>23番について、地区担当の関戸委員が欠席のため、大矢推進委員の意見はいかがですか。</p>
大矢推進委員	<p>関戸委員より、問題ないと聞いています。</p>
議長	<p>23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、23番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、23番は許可と決定します。 続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。19番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢かつ後継者がいないため農地管理が難しくなっており、土地の有効利用を考えていたところ、資材置場として利用したいと申入れがあり転用申請するものです。</p> <p>借受法人は外構工事業を都筑区にて営む法人で、近年の売上増加に伴い、造園部門を拡大したく資材置場を探していました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に東山田駅があります。</p>

被害防除について、雨水は砕石敷による自然浸透とします。北側は既存事業地のため既設のコンクリートブロックをそのまま活かします。その他、周囲にコンクリートブロックを設置し、出入口部分にポールとトラロープを新設します。土置場は、境界より1m程度離して置くようにします。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

19番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。

栗原智委員

11月17日に現地を確認しました。何ら問題はありません。

議長

19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、19番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、19番は許可相当とし市に進達します。

続いて、20番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は、過去に筆の一部で転用許可を得た土地の残農地で耕作をしていました。高齢で農地管理が難しくなっており廃業を考えていたところ、車両置場として利用したいと申入れがあり転用申請するものです。借受法人は、自動車整備業・レンタカー事業を都筑区勝田町で営む法人で、近年の販売台数増加に伴い、車両の保管場所に困窮していました。現在事業地と一体で使用でき、必要面積が確保できる場所は他にありませんでした。

また、今回過去に筆の一部で転用許可を得た土地について、位置の特定ができなかったため、「第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」34番で改めて申請しています。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内に存し、10ha以上の集団農地に含まれません。

被害防除について、雨水は砕石敷による自然浸透とします。南側は既存コンクリートブロックをそのまま活かします。北側の既存事業地との境には、単管パイプによる柵を新設します。東側にもコンクリートブロック3段を新設します。

計画・被害防除も適切に行われることから、第3号議案34番の承認を条件とし、許可相当として市に進達したいと考えます。

議長

20番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

11月15日に現地を確認しました。何ら問題はありません。

議長	<p>20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、20 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、20 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、21 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は、申請地を3年前に農地法第3条の許可を得て取得しましたが、日照条件が悪く、また自身も病気になり耕作ができない状態です。家族で管理している自宅近くの畑と農用地は今後も営農を継続し、本申請地は有効利用しようと考えていたところ、資材置場として利用したいと申入れがあり転用申請するものです。</p> <p>借受法人はリフォーム業を営む法人で、川崎市に拠点を設けていますが、既存資材置場は作業スペースが狭く、また立ち退きを求められています。本社から近く作業スペースが設けられる場所を探しましたが、他に適地が見つかりませんでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内に存し、10ha以上の集団農地に含まれません。</p> <p>被害防除について、雨水は砂利敷による自然浸透とします。北・東・西側の境界は既存フェンスをそのまま活かします。南側の一部のみ、土留め板を埋め込みます。出入口に関して、隣接の自己所有地を通るため、既存フェンスは撤去します。</p> <p>申請者に農地法上の違反はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>21 番について、地区担当の加藤委員が欠席のため、小山推進委員の意見はいかがですか。</p>
小山推進委員	<p>加藤委員から、何ら問題ないと聞いています。</p>
議長	<p>21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、21 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、21 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、22 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢で農地管理が難しくなっており、土地の有効利用を考えていたところ、駐車場として利用したいと申入れがあり転用申請するものです。</p> <p>借受法人は、中古車販売・自動車整備業を都筑区、青葉区にて営む法人で、近年</p>

受注件数が増加していますが、事業地が足りず受注を断っている状況です。断っている件数分の預かり車両のスペースが確保でき、本社から近く、予算内で借りられる場所は他にありませんでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内に存し、10ha以上の集団農地に含まれません。

被害防除についてです。敷地内は浸透性アスファルト舗装とし、雨水は自然浸透させます。出入口部分はスロープ状とし、雨水はU字溝から浸透枡へ集水後、前面道路側溝に排水します。東側は、既存のコンクリートブロック及びフェンスをそのまま活かします。西側にはブロック土留め最大4段とフェンスを、北側畑との境界はコンクリート土留め及びフェンスを新設します。

前面道路側溝への排水及び接続について、都筑土木事務所と調整済みです。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

22番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

11月15日に現地を確認しました。何ら問題はありません。

議長

22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、22番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、22番は許可相当とし市に進達します。

続いて、23番について、事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は、分家住宅の建築です。老後に居住する自己住宅を新築し、娘夫婦と暮らす計画があり、申請に至りました。

農地区分は第2種農地で、市街化区域500m以内に存し、集団農地が10ha未満です。申請人世帯が所有している土地は申請地と本家敷地のみであり、本家敷地には増築できる広さがないことから、第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。

また、申請人の所有農地は申請地のみであり、違反転用地はありません。

敷地内はコンクリート舗装及び砂利敷とし、雨水は浸透枡を設置し、宅地内で処理します。処理しきれない雨水は、舗装部分に水勾配をつけ、前面道路側溝へ放流します。汚水は浄化槽を設置し処理します。東側・南側の農地との境界にはコンクリートブロック2段と高さ80cmのフェンスを設置し、被害防除を行います。隣接の農地所有者には転用計画を説明し、了承が得られています。北側の水路との境は、土羽天端から80cm申請地側にコンクリートブロック2段と高さ80cmのフェンスを設置し、西側の道路との境界には既存のコンクリート擁壁とフェンスがあります。

都市計画法第43条の建築許可申請について建築局調整区域課で受付済です。また、申請地の一部が河川保全区域にかかっており、河川法第55条の許可申請を神奈川県横浜治水事務所許認可指導課で受付済です。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

23番について、地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。

大澤委員

11月16日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりで問題ありません。

議長

23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、23番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、23番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。31番から35番までについて、事務局から説明してください。

事務局

31番について、立地基準は第3種農地です。25年間山林として経過していることを航空写真で確認しました。

32番について、立地基準は第2種農地です。13年間山林として経過していることを航空写真で確認しました。

33番について、立地基準は第3種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

34番は第2号議案20番の関連案件で、立地基準は第2種農地です。14年間車両置場として使用されていることを航空写真で確認しました。

35番について、立地基準は第3種農地です。23年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長

31番から35番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、31番から35番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、31番から35番までにつきまして証明交付とします。

続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。14番について、事務局から説明してください。

事務局	<p>こちらの案件につきましては、令和3年4月2日に被相続人が亡くなり、二男である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。</p> <p>申請地は全て良好に耕作されています。申請地の状況については、農業用倉庫部分等を除外しています。</p> <p>以上から、適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	14番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	11月8日に現地を確認しました。申請地はナシや水稲を栽培していて、良好に耕作されており、問題ありません。
議長	<p>14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、14番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、14番は証明交付とします。</p> <p>続いて、15番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>令和3年4月24日に被相続人が亡くなり、子である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。</p> <p>現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しています。相続人は納税猶予制度をよく理解し、今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。</p> <p>以上から、適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	15番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。
野路委員	事務局の説明のとおりで、何ら問題はありません。
議長	<p>15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、15番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、15番は証明交付とします。</p> <p>続いて、16番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>相続人は被相続人の子で、相続開始年月日は令和3年3月13日です。</p> <p>申請地はいずれも露地野菜畑です。現地調査の結果、農地として良好に耕作されていることを確認しており、今後も引き続き農業経営されるとのことです。</p> <p>除外物件はありません。</p> <p>以上から、適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	<p>16番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。</p>
小山推進委員	<p>先日、現地を確認しました。写真のように良好に耕作されています。相続人は会社員ですが、相続を機に営農を始めました。周囲の方々の協力を得ながら営農しており、大変やりがいを感じているとのことでした。何ら問題はありません。</p>
議長	<p>16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、16番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、16番は証明交付とします。</p> <p>続いて、17番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、令和3年4月28日に被相続人が亡くなり、長男である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。</p> <p>申請地は全て良好に耕作されています。</p> <p>申請地の状況については、農業用倉庫部分等を除外しております。</p> <p>以上から、適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。</p>
議長	<p>17番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>11月15日に現地を確認しました。相続人は造園業を営んでおり、兄弟で露地野菜や植木を栽培しています。良好に耕作されており、何ら問題ありません。</p>
議長	<p>17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、17番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>賛成多数のため、17番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。31番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>こちらの案件につきましては、10月25日に相続人・大澤委員・事務局で立会いを行いました。現地調査により、主に露地野菜畑や栗畑として対象農地が適正に管理されていることを確認しています。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	31 番について、地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。
大澤委員	写真のとおり、良好に耕作されています。何ら問題ないと考えています。
議長	<p>31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、31 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、31 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、32 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、対象農地は主に露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しています。地区担当委員の加藤委員には、11 月 8 日にご確認いただいています。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	32 番について、地区担当の加藤委員が欠席のため、小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	加藤委員から、何ら問題ないと聞いています。
議長	<p>32 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、32 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、32 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、第 6 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。7 番について、事務局から説明してください。</p>

事務局 令和3年7月22日に主たる従事者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市長に対して買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。

この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 7番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員 先日、願出人と面会し、現地も確認しました。何ら問題ないと思います。

議長 7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、7番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、7番は証明交付と決定します。
続いて、8番について事務局から説明してください。

事務局 令和3年5月17日に主たる従事者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市長に対して買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。

なお、対象地は土地区画整理事業中で、昨年度、生産緑地の位置変更の都市計画決定がなされています。

この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 8番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員 現在、区画整理事業を実施中ですが、生産緑地として管理はされていました。

議長 8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、8番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長	賛成多数と認め、8番は証明交付と決定します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	令和3年6月27日に主たる従事者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市長に対して買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。 この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	9番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。
森田推進委員	事務局の説明のとおりで、何ら問題ありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は証明交付と決定します。 続いて、第7号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。16番について事務局から説明してください。
事務局	主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、12月6日(月)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	16番について、あっせんに協力します。 続いて、第8号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。3番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は保木の農用地区域の一角です。北側の一部を自作地として残します。市街地が近接しているため、利用者は見込めると考えています。利用者の通作手段は徒歩を想定しています。 続いて配置計画図の説明をします。貸付区画は1区画8㎡で60区画設置します。 次に開設内容の説明をします。 ・農園の名称：シェア畑美しが丘 ・貸付期間：1年間 ・貸付けにかかる賃料：年間112,800円/区画

・募集方法：立て看板等

・管理者：開設者家族・その他

横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和3年11月9日に結んでおります。この中で周辺の営農に支障がないよう、開設者は適切に指導するものとしています。

今回の申請にあたって地元農業団体から車で来園しないよう意見が出ていますので、その旨管理者に指導しています。

以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。

議長

3番について、地区担当の関戸委員が欠席のため、大矢推進委員の意見はいかがですか。

大矢推進委員

関戸委員から、車での来園も含め問題ないと聞いています。

議長

3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

小池委員

市民農園は増えつつありますが、本案件の年間利用料は非常に高額に感じます。今回は対象地が市街化調整区域内であり、固定資産税の負担も大きくありません。今回のケースは、本来の農園制度の趣旨とは乖離があるように感じます。

利用料が高額であっても、利用される方がいるのであれば問題ないのでしょうか。利用料について、指導等はあるのでしょうか。

事務局

利用料の金額設定については、苗等の提供や栽培指導の有無などの運営方法を加味し、開設者が自由に設定することができます。

農業委員会での審議する際の承認要件としては、貸付面積や期間、利用者の募集方法が適正かどうかに限られており、利用料に制限を設けることはできません。

議長

本案件のように、農園管理のサポートに法人が入る事例は、過去にも複数ありました。開設区画のどの程度が埋まっているか、また実際にどの程度の利益が所有者に還元されているかはわかりません。

大立委員

農園開設の審議にあたり、度々、この話題は出ています。

利用料の金額設定を承認要件で制限できないのであれば、市の市民農園開設に関するルールなどで何かしら制限をした方が良いと思います。

また、農業者が運営する栽培収穫体験ファームの金額設定をもっと高くしてもいいのかもしれない。

小池委員

周辺の一般的な農業経営や農園に比べ、やはり違和感があります。何かしら問題提起はした方が良いと思います。

議長	<p>今回このような意見が出た旨を市に伝えた上で、本案件の審議をしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回のような疑問について確認したところ、管理者に法人を入れることや利用料の金額設定については、特段の規制はないとの回答があったと記憶しています。</p> <p>しかし、今回このような意見がありましたので、要望等に上げることが出来るかどうかも含めまして、市の農園担当部門に意見を伝えたいと思います。</p>
議長	<p>他に、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、3番は承認と決定します。</p> <p>続いて、4番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は梅が丘の生産緑地です。申請地の北西側の一部を自作地として残します。現在、栽培収穫体験ファームとなっていますが、今後は認定市民菜園として開園する予定です。周囲は市街地であるため、利用者は見込めると考えています。利用者の通作手段は徒歩を想定しています。</p> <p>続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画 30 m²で合計 28 区画を配置する計画です。</p> <p>次に開設内容の説明をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農園の名称：梅が丘認定市民菜園 ・貸付期間：1年間 ・貸付けにかかる賃料：年間 15,000 円／区画 ・募集方法：現地看板等 ・管理者：開設者本人・家族 <p>横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和3年11月9日に結んでおります。この中で周辺の営農に支障がないよう、開設者は適切に指導するものとしています。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	<p>4番について、地区担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉濱推進委員	<p>11月11日に現地を確認しました。現在、栽培収穫体験ファームで、露地野菜が栽培されています。所有者が高齢となり、栽培収穫体験ファームの運営が難しくなってきたため、認定市民菜園に切り替えることにしたと聞いています。何ら問題はありません。</p>

議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、4番は承認と決定します。</p> <p>続いて、5番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地はさつきが丘の生産緑地です。東側の一部を自作地として残します。現在、栽培収穫体験ファームとなっていますが、今後は認定市民菜園として開園する予定です。周辺に農地はなく、周囲は市街地であるため、利用者は見込めると考えています。利用者の通作手段は徒歩を想定しています。</p> <p>続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画 30㎡で合計18区画を配置する計画です。</p> <p>次に開設内容の説明をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農園の名称：さつきが丘認定市民菜園 ・貸付期間：1年間 ・貸付けにかかる賃料：年間15,000円／区画 ・募集方法：現地看板等 ・管理者：開設者本人・家族 <p>横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和3年11月9日に結んでおります。この中で周辺の営農に支障がないよう、開設者は適切に指導するものとしています。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	5番について、地区担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。
吉濱推進委員	4番と同様です。案内図のとおり、周囲は住宅地となっていますので、利用者は見込めます。何ら問題はありません。
議長	5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
坂田委員	利用者が車で来園する恐れはないのでしょうか。また自作地には何がありますか。
吉濱推進委員	利用者は、周辺にお住まいの方に限定して案内すると聞いています。問題ないと思います。
事務局	自作地には、果樹棚と農業用倉庫があります。

議長	他に、意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5番は承認と決定します。 続いて、6番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>本申請は、現在すでに開園している農園の規模拡大のため申請されたものです。</p> <p>申請地は、農用地区域の一角です。申請地の北側が開設済みの農園で、南側は開設者の自作地になっています。農園には東側の道路から自作地を介して通行できます。既存の農園の一部拡大になりますので、周辺への影響は軽微と思われます。</p> <p>続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画30㎡で、既存の64区画から72区画まで、8区画分を増設する計画です。水利施設は、既存の農園にある立水栓を利用します。</p> <p>次に開設内容の説明をします。農園面積と貸付金額が変更となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農園の名称：mk ファーム1 ・貸付期間：1年間 ・貸付けにかかる賃料：年間31,000～41,000円/区画 ・募集方法：現地募集看板設置立て看板・チラシ・インターネット等による公募 ・管理者：開設者本人 ・開園予定（増設部分）：令和4年2月1日 <p>西側に市街地が近接しているため、利用者は見込めると考えています。利用者の通作は、徒歩を想定しています。</p> <p>横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和3年11月9日に結んでおります。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	6番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	11月19日に現地を確認しました。既存の農園の増設になりますので、問題はありません。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、6番は承認と決定します。</p> <p>続いて、第9号議案「令和3年度 農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>6月から8月の農地利用状況調査の事前調査の結果、候補地として9筆の農地を事務局で選定しました。その候補地につきまして11月1日から2日に地区担当の委員の方と事務局で現地の再確認を行いました。</p> <p>その結果、1号農地については1筆330㎡、2号農地については2筆443.07㎡、合わせて773.07㎡の農地を農地法第32条第1項第1号、第2号に該当する農地とし、その所有者3名、内訳として1号農地は共有で2名、2号農地は1名、に対して農地法に基づき今後の農地の利用方法について何う利用意向調査を発送します。</p>
議長	<p>何か意見、ご質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第9号議案について、議案書通りと決定すること賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め決定し、所有者に対して農地法に基づき今後の農地の利用方法について何う利用意向調査を発送することとします。</p> <p>続いて、第10号議案「横浜中央農業委員会農業経営主証明発行要綱及び同事務処理要領の改正について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>農業経営主証明の発行について定めた「横浜中央農業委員会農業経営主証明発行要綱」及び「同事務処理要領」について、証明書を発行する対象者を拡大したいので、一部改正します。</p> <p>まず、「農業経営主証明書」についてご説明します。市街化調整区域において、農業の用に供する建築物（農業用施設）、農業を営む者の居住の用に供する建築物（農家住宅）を新築・建替する場合、その建築主は農業委員会が発行する「農業経営主証明書」に記載されている農業経営主であることが条件になっています。農業経営主は、課税証明書等からその世帯の農業経営に責任を持つと判断される者をいい、一世帯につき、農業経営主は一人となっています。平成30年度から本要綱及び事務処理要領を制定し、農業事業の内容及び経営する農地等の状況を確認し、証明書を発行しています。</p> <p>それでは、今回の改正の趣旨・概要についてです。</p> <p>現在、農業経営主証明を発行する対象は、農家個人、農地所有適格法人となっています。このため、農地法第3条の許可を得て農地を取得し耕作していても、社会福祉法人等の農地所有適格法人以外の法人は、市街化調整区域において農業用倉庫などの農業用施設は建築することができませんでした。</p>

また、農業経営主証明発行時に確認する経営地は、現在、耕作のための農地、耕作又は養畜のための採草放牧地いずれかのみとなっています。畜産農家で、農地や採草放牧地を経営地としていない場合、畜舎等の農業用施設の建築はできませんでした。

これらを解決するため、今回新たに、農業経営主証明を発行する対象に、社会福祉法人等で農地を所有する法人、畜産農家を加え、証明発行時に確認する経営地に養畜のための農業用施設を追加します。

なお、社会福祉法人等とは、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農地法第3条において、全部効率利用要件や下限面積要件を満たさなくても農地を例外的に取得することができる法人のことです。

本日、第7期第17回総会にてご承認いただけましたら、本日付で起案・施行し、運用を開始します。

議長 何か意見、ご質問等がありますか。

坂田委員 社会福祉法人等とは、具体的にどのような法人のことでしょうか。

事務局 議案書の注釈にあるとおり、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。

議長 他に、何か意見、ご質問等がありますか。
無いようですので、第10号議案について、議案書通りと決定すること賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め決定し、案の通り決定することとします。
議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。

野路委員 報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。

事務局 報告事項第1号から第8号まで一括で報告。

野路委員 ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。
無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。
これもちまして、第17回総会を終了します。

(午後4時45分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和3年12月9日

議長

署名人

署名人

令和3年11月26日開催 第17回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		欠席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		欠席	
15	平本武夫		出席	議事録署名人
16	小池誠一郎		出席	議事録署名人
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	北見喜重		出席	
3	栗原茂		出席	
4	小山正博	連合会理事	出席	
5	齋藤公		出席	
6	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
7	永島善範		出席	
8	根本栄治		出席	
9	吉野幸弘		出席	
10	飯田清		欠席	
11	内田□一		出席	
12	大矢勝		出席	
13	小原甲史		出席	
14	齋藤春美		出席	
15	佐藤孝春		出席	
16	新川和生		出席	
17	森田喜八郎		出席	
18	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし